

駒ヶ根市木材利用推進方針

1. 目的

木材は、調湿性に優れる、断熱性が高い、リラックス効果があるなど、人に優しい、心温まる素材であるとともに、再生可能な素材であり、その利用を推進することは、森林の持つ多面的な機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほか、地域経済の活性化に資するものである。

市が実施する公共施設の整備及び公共土木工事等の実施にあたっては可能な限り県産材を利用することに努める。

2. 公共建築物の整備における木材利用の推進

(1) 施設の木造・木質化の推進

公共施設は整備にあたっては、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、原則として木造・木質化を推進するものとする。

(2) 公用施設の備品等における木材製品導入の推進

公共施設整備において、導入する備品・調度品等は可能な限り木材製品を使用する。

(3) 環境への配慮

公共施設等及び住宅の木材の使用にあたっては、使用する接着剤や塗料等について、自然環境及び人への環境に配慮するものとする。

3. 公共土木事業等における木材利用の推進

公共土木事業においては、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場所等の制約を受けるものを除き、可能な箇所での間伐材の利用を推進する。

4. 木質資源の多角的利用の推進

木質資源の有効活用を図るため、原木や製材現場から発生する、樹皮、廃材等のほか間伐材についても、木質プランターや木質バイオマスへの活用やウッドチップ等の熱利用また、堆肥化、土壌改良など木材の持つ特製を生かし、農業分野をはじめ、多角的な分野への利用推進をはかる。

5. 県産材利用の推進

(1) 駒ヶ根市が行う公共施設の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、可能な限り県産材とする。

(2) 駒ヶ根市が行う公共施設の整備等における県産材の使用にあたっては、可能な限り信州木材認証製品センターの信州木材認証製品又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用することとする。

附則

この方針は、平成24年4月1日から施行する。